

新城小学校いじめ防止基本方針

〈学校教育目標〉

自ら学び 心豊かでたくましい
ふるさと新城を大切に育てる新城っ子の育成

〈家庭・地域との連携〉

- PTA会長・保健安全体育部長
- 教育委員、民生委員
- 垂水南駐在所員
- 地区公民館長・主事等

〈いじめ対策委員会〉

- 【目的】
全職員が「いじめは、どの学校でも起こりうるものであり、絶対に許されるものではない。」という基本認識に立ち、未然防止と早期発見、的確な早期対応を図るため「いじめ防止基本方針」を定める。
- 【組織構成】
全職員、必要に応じてPTA等関係者及びSC・SSW等外部専門家

〈関係機関との連携〉

- 市教育委員会
- 児童相談所
- 県総合教育センター
- SC、SSW、スクールロイヤー、警察等

〈教育活動の重点等〉

をに育努むめい教、じ育児め活童を動一許を人さ推一な進人いすの、る自見。己逃有さ用な感いを一高雰め困自気尊づ感く情

〈いじめの未然防止〉

- 「分かる・できる授業」で児童一人一人が成就感をもてるようにし、人権尊重の精神や思いやりの心を育む道徳教育を全ての教育活動で推進する。
- 縦割り班活動で互いによさを認め合って仲良く遊ぶようにさせる。
- 授業参観やPTA等でいじめの実態や指導方針を説明するとともに家庭教育学級で様々な人権課題について学習の場を設ける。

〈いじめの早期発見〉

- 全職員が児童とともに過ごす時間を積極的に設けたり、スクールライフ・日記を通して、日々観察を行う。また、毎月の「学校生活アンケート」(学校楽しいーと)を行ったり教育相談週間を設けたりする。
- 児童の様子に変化が見られる場合は、全職員が情報を共有し対応する。
- 保護者からの相談には迅速、かつ誠実に家庭訪問や面談を行って対応する。必要によっては関係機関との連携を図る。

〈いじめに対する措置〉

- 当事者双方やまわりの児童からの聞き取りを行い、情報収集に努め事実確認に努める。また、教育委員会や関係機関との連絡を密に行う。
- いじめられた児童の保護に努め、いじめ解消のための具体的な対策を丁寧に説明し、保護者を含め心配や不安を取り除く。
- いじめた児童へは、いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分に理解させ「いじめは絶対に許されない」ことを指導する。保護者へは今後の対応を助言し、保護者同士も豊かな関係が築けるようにする。

〈指導体制等〉

をにし、早て学期解校解決だ決にけのあてたなめるくに。家、庭児・童地、域安、全を係保障関すと協と力も

〈年間計画〉

学期目標	月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
と自分のをたくいところ見つけよう。友達をいっしょに楽しもう。	4	年間及び1学期の活動計画の検討、取組評価アンケートの作成	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施		各教科等の指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認
	5	実態に応じた対応策の検討	いじめアンケート	学級のルール作りの見直し(学活)	学校をよりよくするための話し合い(児童総会)	情報モラル指導		「いじめ対策必携」の読み合わせ
	6	人権作文	学校楽しいーと	道徳(共通主題:生命尊重)		保護者向け啓発研修会	教育相談	諸人権課題
	7	取組評価アンケートの実施	いじめアンケート			携帯・ネット等利用実態調査	教育相談	児童理解事例研修
	8	取組評価アンケート集計、取組の検証、2学期の活動計画の検討						取組評価結果の考察
	9	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施		携帯・ネット等利用実態調査		
	10		学校楽しいーと	道徳(共通主題:思いやり・親切)			教育相談	
	11	人権標語	いじめアンケート				地域向け啓発研修会	
う行動をたくい頼られる	12	取組評価アンケート集計、取組の検証、3学期の活動計画の検討	いじめアンケート		「いじめ防止」の標語	情報モラル指導		取組評価結果の考察
	1		いじめアンケート	道徳(共通主題:公德心・規則の尊重)				
	2	評価アンケートの実施、集計	学校楽しいーと	「いじめ問題を考える週間」の実施	学校をよりよくするための話し合い(児童総会)		教育相談	
	3	取組の検証、次年度活動計画案作成	いじめアンケート		児童集会			児童理解個票の整理・引き継ぎ

垂水市立新城小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 「いじめは、どの学校でも起こりうるものであり、絶対に許されるものではない。」という基本認識に立ち、未然防止と早期発見、的確な早期対応を図る。
- (2) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に気持ちよく取り組めるために、いじめが絶対に起こらないようにする。
- (3) 全職員が「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- (4) いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- (5) 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の解決に当たる。

2 いじめ防止対策のための校内組織

- (1) 心の教育推進委員会
 - ア 構成員・・・全職員
 - イ 活動内容
 - ・ 月1回開催し、学校内での様子やアンケート調査等からいじめの疑いに係る情報の収集や共有を図る。
 - ・ いじめ問題を含めた生徒指導関係に関する情報共有やその対策等を話し合う。
- (2) いじめ防止対策委員会（既存の委員会「心の教育推進委員会」に位置付ける）
 - ア 構成員・・・全職員
 - ※必要に応じて
(PTA役員、民生委員、SC、SSW、スクールロイヤー、心理・福祉の専門家等)
 - イ 活動内容
 - ・ 学校基本方針に基づくいじめ問題等への取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報の収集と共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報への組織的な対応
- (3) 関係機関との連携
 - ア 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、SSW・SC等）との適切な連携が必要である。
 - イ 警察や児童相談所等と適切な連携を図るために、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。
 - ウ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図る
 - エ 学校以外の相談窓口についても児童・保護者へ適切に周知する。

【連携する機関及び連絡先】

関係機関	電話番号
垂水市教育委員会（学校教育課）	3 2 - 7 2 1 3
垂水市福祉課	3 2 - 1 1 1 5
大隅児童相談所	4 3 - 7 0 1 1
垂水幹部派出所	3 2 - 0 1 1 0
県警察本部（少年サポートセンター）	0 9 9 - 2 5 2 - 7 8 6 7

3 いじめの防止等のための取り組み

(1) いじめの未然防止

- ア 「分かる・できる授業」で児童一人一人が成就感をもてるようにし、人権尊重の精神や思いやりの心を育む道徳教育を全ての教育活動で推進する。また、児童の善行を称賛し、道徳的実践力を高める。
- イ 縦割り班活動で互いによさを認め合って仲良く遊ぶようにさせる。
- ウ 授業参観やP T A等でいじめの実態や指導方針を説明するとともに家庭教育学級等で様々な人権課題について学習の場を設ける。
- エ 毎学期当初に「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童がいじめ問題について考え、学ぶ時間を作る。（「なくそう差別、築こう明るい社会」「いじめ対策必携」の活用、標語作り、作文など）
- オ 職員連絡会や担任会で、気になる児童についての情報を共有し、全職員で見守る体制を作る。
- カ 児童一人一人の状態を把握するために、毎月1回アンケート（学校生活アンケート、学校楽しいーと）を実施し、その回答結果を分析し、適切な対応が取れるようにする。
- キ 毎週金曜日と学期1回（7月、10月、2月）教育相談週間を設定し、児童状況把握に努め、保護者との連携を図る。

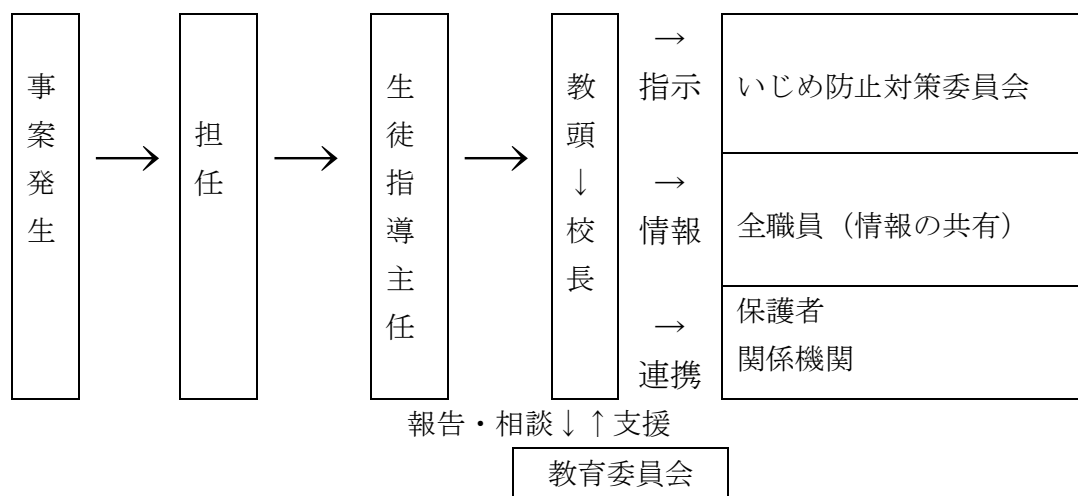
(2) いじめの早期発見

- ア 毎日、朝と帰りにスクールライフノートを担当、管理職が心の天気をチェックするとともに、全職員が児童とともに過ごす時間を積極的に設けたり、こまめに日記指導をしたりして、日々観察を行う。また、毎月の「学校生活アンケート」「学校楽しいーと」を行ったり、教育相談週間を設けたりする。
- イ 児童の様子に変化が見られる場合は、職員連絡会や担任会等で、全職員が情報を共有し対応する。
- ウ 保護者からの相談には迅速かつ誠実に家庭訪問や面談を行って対応する。必要によっては関係機関との連携を図る。
- エ 保護者にS Cの周知を行い、積極的な活用を行うよう努める。
- オ 学校の取組について、学校だより等で発信し、情報の収集・共有を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア 当事者双方やまわりの児童からの職員2人以上で聞き取りを行い、情報収集に努め事実確認に努める。また、教育委員会や関係機関との連絡を密に行う。
- イ いじめ防止対策委員会で、対応の指導方針や指導方法を決定し、役割分担を行い、問題解決に向け全員で取り組む。
- ウ いじめられた児童の保護者に、いじめ解消のための具体的な対策を丁寧に説明し、保護者を含め心配や不安を取り除く。
- ※ いじめ解消の目安：被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを教育相談等により確認する。
- エ いじめた児童へは、いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分に理解させ「いじめは絶対に許されない」ことを指導する。いじめた児童の保護者へは、今後の対応を助言し、保護者同士も豊かな関係が築けるようにする。
- オ 周りの児童へは、いじめが起こったことを伝え、事実関係の把握を正確に行うとともに、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、いじめを傍観する行為もいじめを肯定する行為であることを再確認する。

【いじめ問題等への基本的な対応の流れ】



※緊急の場合は、上記に限らず対応を判断する。

4 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制

- ア 「心の教育推進委員会」を毎月実施し、子供たちの日常観察やアンケート等による日頃からの情報収集をもとに、気になる子供へ対処する。
- イ 定期的に教育相談日を設定し、子供たちや保護者が悩みを相談しやすい体制を整備する。
- ・ 毎週金曜日の放課後と学校参観日を教育相談日として設定
 - ・ 全児童対象に、10月、2月実施。保護者へは7月夏休み期間中（全家庭）、10月（希望家庭）、2月（希望家庭）に実施

ウ 必要に応じて、SCやSSW等を活用するとともに、関係機関との連携を図る。

(2) 生徒指導体制

ア 「いじめ防止基本方針」に基づき、情報を共有しながら組織的に対応し、対応の在り方等についても全職員で共通理解を図る。

イ 生徒指導年間計画に沿った活動を行い、全職員が、児童へ統一した指導を行う。

ウ 「心の教育推進委員会」を毎月実施し、事例をもとに生徒指導上の問題について実態を把握し、対策を話し合う。また、生徒指導上の問題に迅速に対応するとともに、全職員へ案件を周知する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・ 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

◎ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

- ・ いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

◎ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会へ直ちに報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校が事実に関する調査を実施することになった場合は、重大事態緊急対策委員会(全職員)を設置し、校長の判断により適切な専門家を加えるなどして対応する。

- ・ 事態の推移及び事実の正確な把握
- ・ 解決のための役割分担

ウ 市教育委員会との連携

- ・ 可能な限り迅速に第1報告をする(日曜・祝日不問)
- ・ その後の状況変化を逐一報告
- ・ 臨床心理相談員やSC等の緊急派遣等の人的支援要請

- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(3) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対策委員会」を設置し、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

- 「重大事態緊急対策委員会」・・・校長、教頭、学級担任、養護教諭 ※窓口:教頭
- 《生徒指導部》・・・生徒指導主任、担任
- 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- 《保健指導部》・・・養護教諭、特別支援係、(SC、SSW)
- 児童の状況確認と支援指導、児童・保護者・教職員への心のケア
- 《安全指導部》・・・安全指導係、事務職員
- P T A ・ スクールロイヤー ・ 警察などとの連携

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を明確にする
 - ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような課題があったかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し明確にする。
- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ 聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
 - ・ 情報を提供してくれた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院または死亡した場合)
 - ・ 意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法については、市教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。
 - ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

(4) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童及び保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やSC等の緊急派遣等の人的支援要請を行う。

イ 調査に当たっての説明

調査に当たっては、調査方法や調査内容について充分説明し、合意の上で調査を行う。情報提供の際も充分説明し承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

報道取材等の対応については、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、市教育委員会と十分連携して対応する。

6 その他

(1) この「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表し、保護者や地域住民がこの内容を容易に確認できるようにし、実践への意欲喚起を図る。また、PTA総会等で保護者に説明をする。

(2) 学期末に、この「学校いじめ防止基本方針」は、本校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、毎年見直す。